デイサービスセンター　リブ花見川

地域密着型通所介護重要事項説明書
(契約書別紙)

社会福祉法人　柚子の会

地域密着型通所介護 重要事項説明書（契約書別紙）

（　令和　6年 6月 1日現在　）

1　事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話　０４３－２８６－８６０１（午前８時３０分～午後５時３０分まで）

担当　管理者

2　デイサービスセンター リブ花見川の概要

（１）提供できるサービス種類と地域

事　業　者　名	デイサービスセンター リブ花見川
所　　在　　地	千葉県千葉市花見川区花見川3-26-103
介護保険指定事業者番号	地域密着型通所介護 （千葉県１２７０２０２５９９号）
サービスを提供する対象地域	千葉市の区域で当事業所から原則半径10km以内とします。 ※上記地域で表記の距離を超える場合、ご利用者等と協議の上、受入を行う場合があります。

（２）職員体制

	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常　勤	１名以上				３名以上			
非常勤			1名以上					

（３）設備概要

定　　員	15名	食堂兼機能訓練室	1室　46.45㎡
静養室	1室　6.47㎡	相談室	1室　2.92㎡
浴　室	一般浴槽	送迎者	2台

（４）営業時間

月・火・木・金・土	午前９時１５分～午後４時３０分 ※ご利用時間の短縮や時間延長についても随時ご相談に応じております。

(5) 第三者評価について　当事業所では第三者評価はしておりません

3　サービスの内容

①　送　迎　　利用者宅からデイサービスセンターリブ花見川

②　食　事　　昼食１回、おやつ１回

③　入　浴　　一般浴
④　機能訓練　歩行訓練等
⑤　生活相談　専門員を配置

4　利用料金

（1）利用料

①　地域密着型通所介護利用料｛通常規模型｝

	1日あたりの単位数	1日あたりの利用者負担額	入浴費
*1, 3時間以上 4時間未満	要介護度1　（416単位）	416円	40円
	要介護度2　（478単位）	478円	
	要介護度3　（540単位）	540円	
	要介護度4　（600単位）	600円	
	要介護度5　（663単位）	663円	
＊2. 4時間以上 5時間未満	要介護度1　（436単位）	436円	
	要介護度2　（501単位）	501円	
	要介護度3　（566単位）	566円	
	要介護度4　（629単位）	629円	
	要介護度5　（695単位）	695円	
＊3. 5時間以上 6時間未満	要介護度1　（657単位）	657円	
	要介護度2　（776単位）	776円	
	要介護度3　（896単位）	896円	
	要介護度4　（1,013単位）	1,013円	
	要介護度5　（1,134単位）	1,134円	
*4. 6時間以上 7時間未満	要介護度1　（678単位）	678円	
	要介護度2　（801単位）	801円	
	要介護度3　（925単位）	925円	
	要介護度4　（1,049単位）	1,049円	
	要介護度5　（1,172単位）	1,172円	
*5. 7時間以上 8時間未満	要介護度1　（753単位）	753円	40円
	要介護度2　（890単位）	890円	
	要介護度3　（1,032単位）	1,032円	
	要介護度4　（1,172単位）	1,172円	
	要介護度5　（1,312単位）	1,312円	
*6.. 8時間以上 9時間未満	要介護度1　（783単位）	783円	
	要介護度2　（925単位）	925円	
	要介護度3　（1,072単位）	1,072円	
	要介護度4　（1,220単位）	1,220円	
	要介護度5　（1,365単位）	1,365円	

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の５９／１０００加算	１月あたり　　円
(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の４３／１０００加算	１月あたり　　円
(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の２３／１０００加算	１月あたり　　円
(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の９０／１０００加算	1月あたり　　円

①　昼食代　　１食　600円、
②　その他　　おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

（２）キャンセル料
利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
①　ご利用の当日午前８時３０分時までにご連絡をいただいた場合は無料。
②　ご利用の当日午前８時３０分までにご連絡をいただかなかった場合は基本料金の１０％を請求します。

（３）支払方法
毎月１０日以降に、前月分請求いたしますので月末までに、現金支払い、事業者の指定する銀行口座にお振り込みください。
口座振替手続きされた場合は、利用月翌月の26日に口座より振替となります。

5　サービスの利用方法
（１）サービスの利用開始
まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了
①　利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
②　事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅サービス事業者をご紹介いたします。
③　自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたし

ます。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立)、要支援と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者がお亡くなりになった場合

④　背信行為等

利用者様やご家族などが当事業所の職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為等を行い、事業所から改善を希望する旨の申し入れを行ったにも拘わらず改善の見込みがない場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

サービス利用にあたっての背信行為等は下記のとおりです。

・利用者様、又はそのご家族等が事業所の職員やサービス従業者或いは他の利用者様、その他関係者に対して故意にパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、暴言・暴力・嫌がらせ誹謗中傷等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為。

・利用者様、又はそのご家族等が事業所の職員、若しくは他の利用者、その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所が通常の方法ではこれを阻止出来ないと判断される行為。

・ご家族等が、利用者様のサービスや施設の利用・介護計画作成に関する事業所の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業所の業務遂行を阻害する行為。

・利用者様やご家族などが、介護支援専門員に対して通常行うべき業務以外の事（買い物、受診送迎、利用者様の様子観察を目的とした訪問等）を強制する行為。

・上記と同等の行為。

（３）その他

①　人権擁護・虐待防止の取り組みを実施しています。利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、又虐待防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ市町村へ報告するなど必要な処置を実施します。又、虐待防止、利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた職員研修等を実施します。

②　上記の他、感染対策や災害発生時などを想定した訓練、研修会の実施、ハラスメントについての研修会の実施など、国が定めることを実施しています。

③　感染症流行時や災害発生時、事業継続に最大限努めても、職員が出勤で

きない、人員体制の確保が困難などの理由によって、相談対応、ケアプラン作成、訪問など、法令で定める業務が遅延、又は実施困難となる場合がございます。その際には、保険者や関係機関に相談した上で、特例的な対応を行う場合がございます。

6　運営方針

事業者の介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉との綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

7　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

8　非常災害対策

・防災時の対応　非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成し、定期的に避難救済その他必要な訓練を行います。
・防災設備　消火器
・防災訓練　年２回
・防災責任者　管理者

９　サービス内容に関する苦情

（１）利用者相談・苦情担当

受付担当者	管理者	電話　０４３－２８６－８６０１
苦情解決責任者	花見川地区部長	電話　０４３－３０１－３５０５

（２）その他

事業者以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

（３）苦情処理第三者委員

公平中立な立場で、苦情受付相談にのっていただける委員です。

連絡先については事業所内に掲示してあります。

事業者の概要

（名　　称）　社会福祉法人　柚子の会

（代　表　者）　理事長　川名　真啓

（所　在　地）　千葉県南房総市川谷３０２-５

（定款の目的に定めた事業）　１．介護老人福祉施設

２．短期入所生活介護

３．通　所　介　護

４．訪　問　介　護

５．認知症対応型共同生活介護

６．小規模多機能型居宅介護